

種別	対象者	年齢制限	対象経費	交付額		備考
				個人	団体	
激励金	要綱第3条第2項各号のいずれかに該当する個人又は団体であって、次のいずれかの要件を満たすもの					(1) 次に掲げる者に対しては、激励金を交付しない。 ア 既に同一の事績で激励金の交付を受けている個人又は団体（要件を満たした日の属する年度及び当該団体の構成員がそれぞれ異なる場合を除く。） イ 本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失墜したと認められる個人又は団体 (2) 箕面自由学園及び市内の専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校をいう。）に所属する個人又は団体は、要綱第3条第2項第1号の個人又は同項第2号の団体に該当するものとみなす。
	(1) 国際大会に出場していること。	25歳以下	—	10万円	30万円	
	(2) 全国大会に出場していること。	25歳以下	—	2万円	5万円	
	(3) 国際奉仕活動に参加すること。	40歳未満	—	2万円	5万円	